

大野市避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画（改定案）に係るパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 案件名 大野市避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画（改定案）について  
 (2) 募集期間 令和4年12月8日（木）から12月22日（木）までの15日間  
 (3) 意見提出状況 提出意見：4件、提出者：1人、提出方法：書面0件・電子メール1件

2 意見の概要とその意見に対する市の考え方

No	意見の概要	回答（市の考え方）	修正箇所
1	<p>当避難支援プラン作成計画を市に提出するようになっているが、記載例を追加してほしい。</p> <p>特に、自宅で寝たきりの方や人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者（P2 記載）の方の作成計画書の例示がされると、より実効性のある避難支援プランになると考える（P1 に実効性のある避難支援と記載あり）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者の状態によって、避難支援プランの記載内容に柔軟性を持たす必要があるため、記載例は掲載はしないこととしています。なお、今回の改定では、優先度の高い要支援者の避難支援プラン作成について要支援者と関わりがあり、専門知識を持った福祉専門職等と連携して、より実効性の高いプランを作成することとしています。</li> </ul>	なし
	<p>また、P 8 に「災害が発生するおそれがある場合、「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令を行い、早めの避難を促す」とあるが、市はどのような方が避難行動支援者となりうると考えているか、例示を示してほしい。自主防災組織の方が、寝たきりの方や人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者を避難支援するのは技術的に難しいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援等の実施に携わる関係者として、避難支援等関係者を計画 P 3 の表 2 に記載しています。</li> <li>実効性のある避難支援とするためには、平常時から避難支援プランを活用した訓練の実施が必要であり、計画 P 1 3 に、訓練等の実施について記載しています。</li> </ul>	なし

	<p>「避難支援プランの作成、保管、点検を行う。」とあるが、市に提出されたプランが妥当なものか、確認することが重要と考えられるが、この計画ではだれが内容を確認するのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援プランの作成は、福祉専門職等や家族、地域の協力を得て作成し、それぞれの役割として保管、点検をすることとしています。計画P 8～P 12の表7、表8に記載していますが、記載内容については、点検、修正をすることとしています。</li> </ul>	なし
2	<p>もし仮に、内容が実効性に乏しいものならば、修正指導しなければならないと考えられるが、表7の市の役割に追加してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先度の高い要支援者の避難支援プラン作成については、要支援者と専門知識を持った福祉専門職等と連携して作成することとしています。この避難支援プランを活用した訓練を行いながら、記載内容を点検することで、より実効性の高いプランへと更新していくこととなります。</li> </ul>	なし
3	<p>表7中の自主防災組織等のその他欄の「災害時に」と、表8中の自主防災組織等のその他欄の「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」とは、どのように違うのか教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の中で、「災害時」と「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」は同義語として使っています。混在していますので、計画全文を改めて確認します。</li> </ul>	修正
4	<p>(3) 作成に当たっての注意点の内容では、「避難支援プランを作成」、「意思の確認」、「署名」とあるが、実効性のあるものにするため、専門的な見解を指導する内容を追加してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の改定では優先度の高い要支援者の避難支援プラン作成については、要支援者と専門知識を持った福祉専門職等と連携して、より実効性の高いプランを作成することとしています。(再掲)</li> </ul>	なし